

### 四つ葉のクローバー婚活イベント 「春のおばんざい作り婚活」

一緒に簡単なお料理をしながら婚活を行います。

**と き** 3月22日(日)

午前11時～午後2時30分

**と ころ** ガレリアかめおか

料理実習室(余部町)

**対 象** 30歳～39歳の独身男女

**定 員** 男女各10人

**参加料** 3,000円

**申し込み** 問 3月13日(金)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、メールアドレスを電子メール、電話またはFAXで次へ  
四つ葉のクローバー担当中原  
hanapurara@gmail.com  
TEL090-1713-2049(午前9時～

午後8時)

FAX26-2073

(ふるさと創生課)

### 市民文化フォーラム

**と き** 3月1日(日)

午後1時30分～3時

**と ころ** 大本みろく会館3階ホール

**テ ー マ** 亀岡150年から始まる、文化財を活かしたまちづくり

**講 師** 岡本公秀さん(文化庁文化財調査官)、小石原頼子さん(那須与一堂を守る会)、高木日出喜さん(楽天社事務局主幹)

**内 容** 文化財や文化的な催しによって、歴史上の出来事を、街の記憶として広く伝えることができるのでは。実践例を紹介。

**その他** 当日受け付け、聴講無料。公共交通機関を利用してください。

問 文化資料館 TEL22-0599

(文化資料館)

### 「緑の募金」に協力を

3月1日(日)から全国一斉に緑の募金運動が始まります。地域緑化や森林保全についての啓発・森林づくり活動、次世代への森林環境教育の取り組みを通じ、緑豊かな都市づくりを実現するため、皆さんの温かい支援をお願いします。

問 (公財)亀岡市都市緑花協会

TEL23-2289 FAX24-9195

(農林振興課)

## 税金の申告はお早めに

### 確定申告、市・府民税申告相談会

亀岡市では、還付申告をする人、公的年金受給者などを対象に申告相談会を開催します。

**と き** 3月2日(月)～3月16日(月)

[土曜・日曜日を除く]

午前9時30分～11時、午後1時～3時

※3月2日(月)～4日(水)は公益社団法人園部納税協会との共同開催となります。

**と ころ** 市役所1階市民ホール

**内 容** 市・府民税の申告相談・受け付け

簡易な所得税の確定申告の相談

**持ち物** 源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料など)の支払額がわかるもの(国民年金は控除証明書が必要)、生命保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書などの添付書類、所得計算に必要な書類、印鑑(認印)、所得税の還付を受ける場合は還付先金融機関の口座番号が分かるもの、税務署からのお知らせはがきなど

※源泉徴収票などの添付が不要に

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書については、源泉徴収票などの以下の書類の添付または提示が不要となりました。

なお、確定申告書には、源泉徴収票などの内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表に必ず記載してください。

- ・給与所得、退職所得および公的年金などの源泉徴収票
- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当などとみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当などの支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書

※マイナンバーについて

平成28年分の確定申告書から、納税者のマイナンバーの記載が必要です(本人だけでなく、配偶者や扶養親族のマ

イナンバーの記入が必要になることもあります)。提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

- ・納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)の写し
- ・納税者の通知カードの写しおよび運転免許証などの写真付本人確認書類の写し
- ※平成29年分の確定申告から、医療費控除を申請する際に領収書の提出が不要になり、代わりに所定の「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(用紙は国税庁の確定申告ホームページからダウンロードでき、また、税務署や市にも設置しています)。
- ※医療費の明細書、収支内訳書などが必要な人は事前に作成の上、お越しください。また、昨年の確定申告書や収支内訳書の控え、そのほかに資料などがある場合は、持参してください。

### その他

- 時間帯により大変混雑しますので、お待ちいただく場合があります。
- 来庁者駐車場が大変混雑しますので、来場の際は、できるだけ公共の交通機関を利用してください。
- 当会場ではe-Taxコーナーを設けており、パソコンを使ってご自分で申告書を作成していただくことができます(セルフで作成の確定申告書の内容確認は行いません)。
- 当会場では園部税務署の受付印は押印できません。園部税務署の受付印が必要な人は直接園部税務署へ提出をお願いします。
- 所得税の確定申告が必要な人で、**事業所得(営業所得・農業所得)、不動産所得の申告相談や山林所得、譲渡所得がある人は、園部税務署(Tel0771-62-0340)**を利用してください。

問 市役所1階税務課市民税係(9・10番窓口)

TEL25-5012・25-5011

(税務課)

**JR 4 駅・トロッコ亀岡駅周辺は、路上喫煙禁止区域に指定しています**

～1月6日からJR 亀岡駅北周辺区域を追加指定しています～